

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：令和3年5月31日（令和3年（行情）諮問第224号）

答申日：令和3年11月1日（令和3年度（行情）答申第340号）

事件名：北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者として捜査・調査されている特定個人に関する文書（特定文書を除く）の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の3に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、取り消すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年1月22日付け閣副第88号により、内閣官房副長官補（以下「処分庁」という。）が行った本件対象文書の存否応答拒否を含む一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

当該行政文書開示等決定通知書（以下「通知書」という。）の「3存在を明らかにしない理由」には、「存在を明らかにすること自体が、国の機関間における信頼関係が損なわれ、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号により不開示とすべき情報を開示することになるので、法8条により存在を答えることはできない。」としていますが、納得できません。

政府の拉致問題対策本部の組織図には「幹事会」と称する関係省庁対策会議が設置されており、その中には所要分科会も設置されています。しかし、残念なことにこれらの組織が活発に活動して拉致問題解決のために取り組んでいるとは思えません。政府が何もしていないという実態を国民に知られることが嫌だから法8条を持ち出してきたという疑いを払しょくできないため、このたび審査請求を行いました。

参議院ホームページによりますと、特定年月日付けで特定国会議員が提出した「警察庁が開示した行政文書に関する質問主意書」（質問第16号）において、「四 対象者について、拉致問題対策本部のすべての構成員が情報を共有したのはいつのことですか。会議名と併せてお示し

下さい。」と質問したところ、政府は、「四について：政府としては、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案に関し、必要に応じて情報共有を行っているが、その詳細についてお答えすることは、今後の捜査・調査に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。」と答弁しています。

この答弁書からすでに7年以上が経過しましたが、北朝鮮による拉致被害者として政府が新たに認定した行方不明者は誰一人として存在せず、加えて政府の認定の有無にかかわらず北朝鮮から帰国した拉致被害者も誰一人として存在していません。つまり、処分庁が通知書に掲げる「3存在を明らかにしない理由」は、何の意味を持たない空虚な言い訳に過ぎないことはこれまでの歴史が示しているとおりです。

拉致問題は歴代内閣の最重要にして最重要課題であると国民に何度も公言してきたにもかかわらず、拉致被害者帰国に関して何の実績も残してこなかった処分庁が、自らの仕事ぶりが公になることを恐れて苦し紛れに「3存在を明らかにしない理由」を主張していると判断することから、このたび審査請求を行いました。

(2) 意見書

ア 処分庁の主張について

省略。

イ 私の意見

国政の最重要にして最優先課題とする拉致問題を担当する拉致問題対策本部事務局は、結果として設立以来何の成果も挙げていません。いくら拉致問題解決のために全力を尽くしていると何度も公言しても、何の成果も挙げられていない以上、何もしてこなかったと判断するのが大人社会の常識というものです。

処分庁は、「国の機関における非公開のやり取りを公にすることによって、国の機関間における信頼関係が損なわれ、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり」と主張していますが、国の機関における非公開のやり取りを公にしてこなかったこれまでのやり方で、一体どのような拉致問題の進展があったのでしょうか。平成14年に拉致被害者5人が帰国して以降、誰一人として取り返していない歴史的事実を鑑みれば、処分庁のどのような理由説明も説得力を持ちません。

これまで何もしてこなかったことを暴露されるのが嫌だから、法律を我田引水して言い訳を並べることが、国政の最重要にして最優先課題とする拉致問題を担当する処分庁のすることでしょうか。上記の「原処分の妥当性について」は、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者883名に対する拉致問題対策本部事務局の

言い訳としか受け取れません。

情報公開・個人情報保護審査会には、処分庁が根拠として列挙している法律の各条文が、本当に事実と照らし合わせて妥当なものかを徹底的に審査してもらいたいと思います。処分庁は事実を隠ぺいするために法律の各条文を悪用しているというのが、私の意見です。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨について

本件は、別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）に対して、処分庁において、開示等の原処分を行ったところ、審査請求人から原処分の取り消しを求めて、審査請求が提起されたものである。

2 原処分の妥当性について

特定個人に関する文書として、拉致問題対策本部事務局が保有している別紙の2に掲げる文書（以下「本件特定文書」という。）については、法5条に基づく不開示部分を除き、開示したところである。

また、本件特定文書以外の文書については、仮にいつ、どこで、どの関係機関と、どのような手段で、どのような内容に関して情報を共有しているか等が明らかとなった場合、情報収集の着眼点、手段、分析能力、情報共有方法等が明らかとなり、情報収集の対象からの協力が得られなくなるおそれや、防衛・対抗措置を講じられるおそれがあるほか、国の機関間における非公開のやり取りを公にすることによって、国の機関間における信頼関係が損なわれ、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号により不開示とすべき情報であって、当該情報を記載した文書の存否を明らかにすること自体が、不開示情報を開示することになるので、法8条により存否の応答を拒否したところである。

このことから、原処分については、法に基づき適切に対応したものであり、妥当である。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分の取り消しを求めている。

審査請求人は、「政府が何もしていないという実態を国民に知られることが嫌だから法8条を持ち出してきたという疑いを払しょくできない」、「処分庁が、自らの仕事ぶりが公になることを恐れて苦し紛れに「3存在を明らかにしない理由」を主張していると判断する」と主張しているところである。

しかしながら、本件対象文書を存否応答拒否とした理由は、処分庁が、何もしていないという実態及び自らの仕事ぶりを公にしたくないからではなく、情報収集の対象からの協力が得られなくなるおそれや、防衛・対抗措置を講じられるおそれがある他、国の機関間における非公開のやり取りを公にすることによって、国の機関間における信頼関係が損なわれ、業務

の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり，法5条6号により不開示とすべき情報であって，当該情報を記載した文書の存否を明らかにすること自体が，不開示情報を開示することになるので，法8条により存否の応答を拒否したものである。

以上から，審査請求人の主張は当たらず，原処分は妥当である。

4 結語

以上のとおり，本件開示請求につき，法9条1項及び同条2項の規定に基づき，本件特定文書を開示とし，それ以外は存否応答拒否とした決定は妥当であり，原処分は維持されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 令和3年5月31日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月24日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年9月29日 審議
- ⑤ 同年10月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は，本件請求文書の開示を求めるものである。

処分庁は，本件特定文書を一部開示し，本件対象文書については，その存否を答えるだけで法5条6号の不開示情報を開示することになるとして，その存否を明らかにしないで不開示とする原処分を行った。

これに対し，審査請求人は，本件対象文書の存否の応答を拒否した原処分の取消しを求めているが，諮問庁は，原処分は維持されるべきであるとしていることから，以下，本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について

- (1) 原処分において，本件対象文書を存否応答拒否により不開示とした理由について，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 拉致問題対策本部事務局は，拉致問題に関する対応を協議し，同問題の解決のための戦略的取組及び総合的対策を推進するため，内閣に設置された拉致問題対策本部に係る事務を処理することを目的とし，拉致問題に関する事務の総括及び連絡調整，北朝鮮による拉致被害者・家族に対する支援策の企画及び立案並びに推進，拉致問題対策本部の庶務，拉致問題の重要事項に関する企画及び立案並びに調整，拉致問題に関する理解の促進及び情報の収集，分析に関する事務を行っている。

イ 本件対象文書は、拉致問題に係る特定の事象に対応する国の機関（以下「特定事象対応機関」という。）の相互間における検討に関する情報であって、その存否を答えるだけで、特定事象対応機関の名称や、特定の事象に対する具体的な対応内容、更には、特定の事象に対応していること自体が明らかとなり、情報収集の対象からの協力が得られなくなるおそれ、特定事象対応機関との率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ等があり、国の機関間における信頼関係が損なわれ、拉致問題対策本部事務局が行う拉致問題の重要事項に関する企画及び立案、拉致問題に関する情報の収集及び分析に関する業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。また、本件対象文書には、特定事象対応機関が保有している拉致問題に関する機微な文書が含まれており、その存否を明らかにすることにより、特定事象対応機関相互間におけるやり取りの詳細が明らかになり、特定事象対応機関との信頼関係が著しく損なわれ、以後の情報の収集、特定事象対応機関との連携に支障が生じるなど、拉致問題対策本部事務局が行う業務の適正な遂行に支障が生じるおそれ等がある。

(2) 諮問庁は、原処分において、本件対象文書の存否を明らかにしなかった理由を上記(1)のとおり説明するが、当審査会において本件開示決定通知書を確認したところ、本件開示請求において特定した22文書（本件特定文書）には、具体的な文書の名称を明らかにしていない文書が複数含まれている。

また、本件特定文書のうち具体的な文書の名称を明らかにしていない文書の不開示とした箇所の不開示理由は、国の機関間における非公開のやり取りであり、公にすることにより、国の機関間における信頼関係が損なわれ業務の適正な遂行に支障があるなど、法5条6号の不開示情報に該当するとされていることが認められる。

そうすると、仮に特定事象対応機関との非公開のやり取りについて、本件対象文書を作成又は取得していたとしても、本件特定文書と同様、本件対象文書の作成又は取得の事実が明らかになるだけであって、当該特定事象対応機関の名称や、特定の事象に関する内容等が明らかにならない以上、諮問庁が説明するような拉致問題対策本部事務局が行う業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められない。

そもそも、法8条により行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できるのは、当該行政文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなる場合に限られるところ、本件対象文書の場合は、原処分で本件特定文書が現に存在しており、これに便宜的な文書名を付し、具体的な内容や機微な情報などについては、法5条6号柱書きに該当する不開示情報としていることに鑑みれば、本件対象文書の存否が明らか

になったとしても、直ちに特定事象対応機関の名称や特定の事象そのものが明らかになるとは認め難い。

したがって、本件対象文書の存否を明らかにしても、法5条6号柱書きの不開示情報を開示することになるとは認められず、その存否を明らかにして、改めて開示決定等をすべきである。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条6号柱書きに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号柱書きに該当せず、本件対象文書の存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきであることから、取り消すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 佐藤郁美, 委員 中川丈久

別紙

1 本件請求文書

特定個人は、特定年月日、夜、特定市特定区の社員寮を出た後行方不明となっており、現在、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明として関係機関により捜査・調査をしていただいております。拉致問題対策本部事務局が保有している特定個人に関する文書の開示請求をいたします。

2 本件特定文書

文書1 特定個人の基本情報

文書2 拉致問題対策本部事務局からの拉致問題関連情報の提供に係る回答票

文書3 四国関係「特定失踪者」家族との意見交換会について

文書4 四国関係の拉致未認定者について

文書5 特定個人に関する文書⑤

文書6 電話受

文書7 特定個人に関する文書⑦

文書8 特定個人に関する文書⑧

文書9 特定個人に関する文書⑨

文書10 電話受

文書11 特定個人に関する文書⑪

文書12 電話受

文書13 特定個人に関する文書⑬

文書14 特定議員への対応について（結果概要）

文書15 特定個人に関する文書⑮

文書16 電話通信記録

文書17 電話受

文書18 特定個人に関する文書⑱

文書19 拉致の可能性を排除できない行方不明者の御家族等との面会（結果）

文書20 拉致の可能性を排除できない行方不明者の御家族等との面会結果

文書21 特定個人に関する文書⑳

文書22 「拉致問題を考える国民の集いin大阪」の開催（記録）

3 本件対象文書

本件特定文書以外の文書